

Global Energy Policy Research

GEPR (グローバルエネルギー・ポリシーリサーチ) は、日本と世界のエネルギー政策を深く公平に研究し、社会に提言するウェブ上の「仮想シンクタンク」です。この機関は、アゴラ研究所 (<http://agorajp.com/>、東京) が運営し、エネルギー問題についての研究と調査、インターネットでの情報提供、シンポジウムの開催、提言の作成、書籍の出版を行います。

FIT法改正議論の現状 ~FITインバランス特例、FIP、廃棄積立など~

宇佐美 典也 · Saturday, July 13th, 2019

・本稿では先月に続いて2020年度に迫ったFIT法の抜本改正をめぐる議論の現状を紹介したい。具体的には、5月30日、6月10日にそれぞれ開かれた第14回・第15回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会の議論について、太陽光発電業界に与える影響を中心にまとめることとしたい。

・第14回、第15回の委員会では、これまでFITによる固定価格 全量買取制度によって電力市場から事実上隔離されていた再生可能エネルギー市場を、電力市場へ統合するための方針を中心に議論がなされた。以下、特に議論された、FITインバランス特例、FIP、廃棄積立などの論点について前回に続きQ&A方式でまとめていく。

Q1：そもそも再生可能エネルギーはFIT制度でどのように優遇されているのか？

FIT制度の要素分析

第13回 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力NW小委員会 資料1

14

- FIT制度の下では、送配電事業者の買取義務によって売れ残りリスクを回避する仕組みとなっている。一方で、燃料費のかからない（限界費用ゼロの）再生可能エネルギー電源であれば、論理的にはスポット市場で必ず約定できると考えられる。
- FIT制度においては、通常要する費用を基礎にIRRを勘案して算定された調達価格で、長期の調達期間にわたって送配電事業者が再生可能エネルギー電気を買収することが保証され、投資回収の予見可能性が強固に確保されている。
- FITインバランス特例によって、自由化された電力市場における「計画値同時同量制度」の下においても、FIT発電事業者はインバランスの調整責任を負わない仕組みとなっている。
- 再生可能エネルギーの電源ごと特性や規模等を踏まえると、FIT制度の抜本見直しに当たっては、こうした要素についてどのように考えるべきか。

FIT制度の要素については経済産業省から明確に以下の3点が示された。

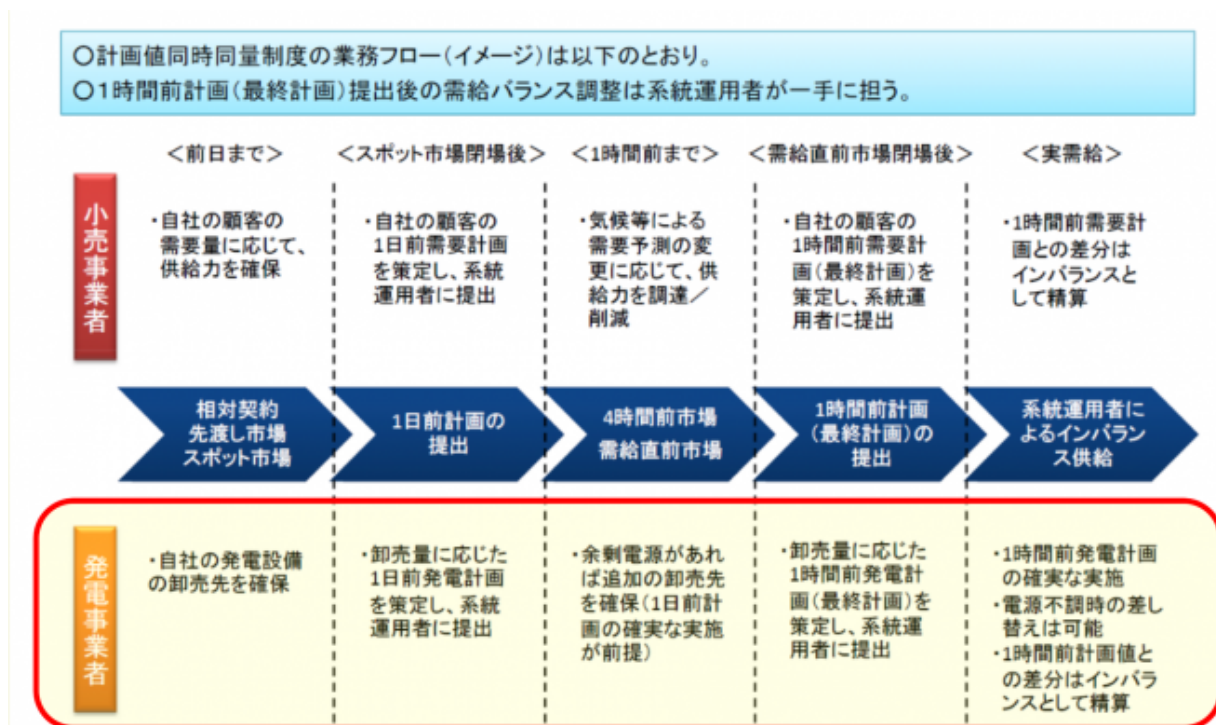
通常要する費用を基礎にIRRを勘案された調達価格で（利益の保証）

長期調達期間にわたって送配電事業者が再生可能エネルギー電気を買取ることが保証され投資回収の予見可能性が強固に確保されている(送配電全量買取義務)

またFITインバランス特例によって、「計画値同時同量制度」の下においても、インバランスの調整責任を負わない仕組みになっている（インバランス特例）

今後、FIT法改正に向けて審議会等でこうした優遇措置をどのように見直していくかが議論されていくことになる。

Q2：FITインバランス特例があるおかげで事業者はどのような恩恵を受けるのか？



・本来、出力10MWを超える

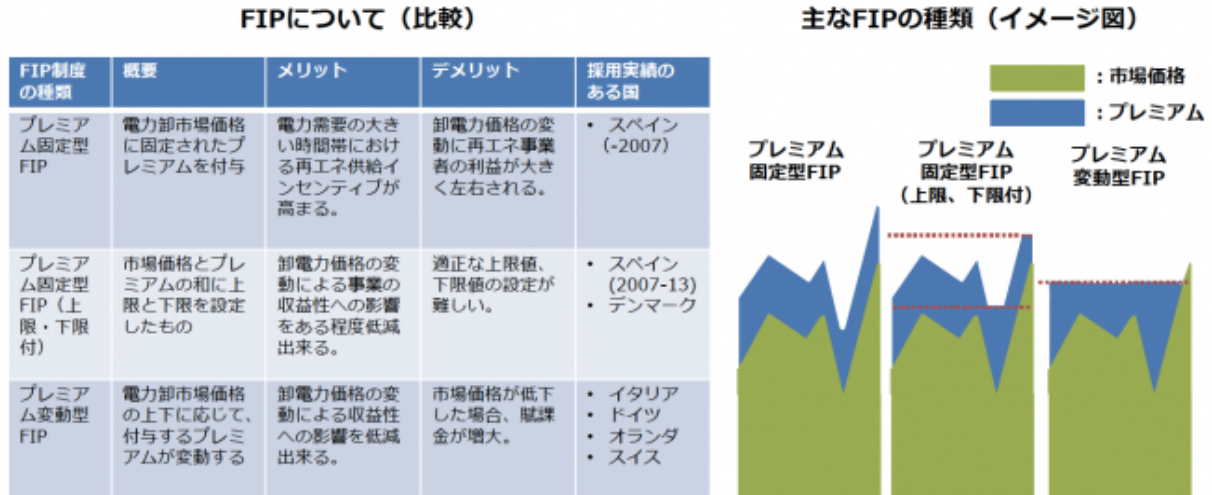
発電設備を持つ事業者は、発電事業者として発電計画を広域機関を通じて一般送配電事業者に提出し、原則として計画値と同時同量の電気を供給する責任がある。そして、仮に計画値と実績値との差分の電気（インバランス）が生じた場合、一般送配電事業者がインバランス分の供給を調整し、発電事業者はその差分相当のインバランス料金を清算することが求められる。

・ただし、再生可能エネルギー事業者に関してはFITインバランス特例制度が設けられており、本来発電計画を作成すべき認定事業者の代わりに、電気を買取一般送配電事業者、又は小売電気事業者等が発電計画を作成し、発電計画値と発電実績値が乖離した際のインバランス料金を負担することになっている。

・つまり、FITインバランス特例制度のおかげで、FIT発電事業者はインバランス料金負担のリスクを負わずに済んでいる

。逆に言えば、仮にFITインバランス特例がなくなれば、今後、発電事業者は計画値同時同量を達成する義務が生じることになる。それを踏まえ、FITインバランス特例がなくなった場合、今後どの範囲の事業者に制度改正が適用されるのかが注目される。

Q3：FITに替わると議論されているFIP制度はどのような制度か？



・現在、委員会で太陽光発電、風力発電についてはFITからの段階的にFIP(Feed-in-Premium)制度へ移行していくことが議論されている。

・FIP制度は大雑把に言うと「卸売市場（または相対取引）で再生可能エネルギー電気を販売した価格に、賦課金を原資として+ のプレミアムを支払う」という制度だが、委員会ではFIPの種類として以下の「 プレミアム固定型FIP、 プレミアム固定型（上限・下限付き）FIP、 プレミアム変動型FIP」の三種類が挙げられた。それぞれの違いは以下の通り。

プレミアム固定型：

市場での販売価格に固定されたプレミアムを付与する。この場合、事業者は市場の価格変動リスクを全て負うことになる。

プレミアム固定型（上限・下限付き）：

市場価格とプレミアムの和に上限と下限を設定する。この場合、市場の価格変動リスクは上限、下限価格の間で限定されることになる。

プレミアム変動型：

基準価格が設定され、その基準価格と市場価格の差分がプレミアムとして支給される。この場合、事業者は価格変動リスクは負わずに済み、ほぼFITと同じ効果が得られる。

委員会ではIEAのパオロ・フランクル氏から、FIT 変動型FIP 固定型FIP、と段階的に制度を転換していくことが提案され、概ね委員の同意を得た。

Q4：太陽光発電の廃棄費用に関する積立制度の議論の動向はどうなっている

のか？

積立制度についての意見



廃棄に関する費用を、当面の収支計画への影響や予見可能性へ配慮しつつ、売電収入より**源泉徴収的に外部積立**することにより、発電事業者による費用確保をサポートし、将来の廃棄に備えるという**考え方に賛同いたします**。

なお、この制度運用に際しては、ファイナンス側のご理解が必要となりますが、ファイナンスの手法によっては、前述のような売電収入から始まるキャッシュフローが契約により管理されている等、源泉徴収により、ファイナンスの基礎となる契約を変更する必要がある場合が存在し、それは一般に非常に困難で、金融機関、事業者とも想定外の契約変更コスト(時間、費用)が発生する可能性が高い、と事業者としては認識している。これらの事業については、源泉徴収によらない確実な費用確保の方法検討が現実的ではないかと考えます。(前回資料に示された、「内部積立に関する論点」と関係する事項)

また、本制度以外の制度、法令等で、費用確保の確実性が担保されるような場合について、2重の費用確保等を起こさない運用の検討が必要と考えられます。(前回資料に示された、「制度移行における既存の積立ととの整理」及び「内部積立に関する論点」に關係する事項)

(参考)

長期安定発電の責任を担え費用確保が確実な条件<例>

- | | |
|---|---|
| <p>1. SPCによる事業であること。
 +関連事業者の破綻から、発電事業が隔離される。
 +ローン契約でWFが規定されている。
 +事業期間をカバーするO&M契約による定期的な保守・修繕。
 +ローン完済後の廃棄費用保全のために追加すべき条件。
 ・完済後も続く、口座残高証明等による定期的な報告等。</p> <p>2. 上場ファンドによる事業である。(経営の透明性、情報開示)
 +廃棄費用積立計画及び残高の開示(有価証券報告書への付記検討等)</p> <p>3. 他法令等による費用確保の確認
 (例)・シェアリング設備で農業委員会での撤去費用の資金保証、定期的な残高確認
 ・北茨城市条例 協定書締結(廃棄費用積立、報告の義務記載)</p> | <p>4. 自治体との立地協定等のある事業/事業者</p> <p>5. 農山漁村再エネ法等の対象事業/事業者</p> <p>6. 積立実施と会計監査での確認 等</p> <p>現在実施中の積立及びその確認に、更に追加的に、事業者以外による積立計画・実績の確認手段が必要になるのではないかと。</p> |
|---|---|

Japan Photovoltaic Energy Association

6

・太陽光発電システムの廃棄に関する積立制度に関しては「**太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ**」で、積立金額としては「売上の5%程度」を目処に、「源泉徴収的に外部積立を原則」としつつ、一部例外的に内部積立を認める方向で議論が進められている。

・内部積立を認めるべきケースとしてJPEAからは以下のような例が挙げられた。今後、当該案を軸にMETI案が策定されることになると見込まれる。

SPC事業であること

上場ファンドによる事業であること

他法令や自治体条例で廃棄費用の確保が確認できること

自治体との立地協定等のある事業であること

農産漁村再エネ法等の対象事業者であること

会計監査での確認が取れること

以上、今回はFITインバランス特例やFIPや廃棄積立制度に関する議論を概観してきたが、引き続き今回紹介できなかった、連携線整備への賦課金の流用や、発電側基本料金の導入、出力制御のオンライン化などに関する論点についても次回以降に紹介することとしたい。

This entry was posted on Saturday, July 13th, 2019 at 6:00 am and is filed under [コラム](#), [再生可能エネルギー技術](#)

You can follow any responses to this entry through the [Comments \(RSS\)](#) feed. Both comments and pings are currently closed.